

●香川県告示第493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成24年9月1日	かじはらペインクリニック	坂出市川津町2785番地1
平成24年9月1日	丸亀ごうだ歯科医院	丸亀市土器町東4丁目850番地
平成24年9月1日	NP長炭調剤薬局	仲多度郡まんのう町炭所西1525番地4